

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
美容専門課程	美容師科（2年制）	夜・ 通信	1080	$80 \times 2 = 160$ 時間	
衛生専門課程	トータルビューティ 科（2年制）	夜・ 通信	2730	$80 \times 2 = 160$ 時間	
衛生専門課程	ヘアメイク科 （2年制）	夜・ 通信	810	$80 \times 2 = 160$ 時間	
		夜・ 通信			
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて授業科目を公開。授業科目の中で、教員の実務経験に関するチェック欄あり。
掲載：教科課程 <https://www.belle.ac.jp/info/curriculum>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	令和4年3月31日～ 令和8年3月30日	適切な情報収集
非常勤	株式会社役員	令和4年3月31日～ 令和8年3月30日	財務体制の強化
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 美容師科(2年制)、トータルビューティ科(2年制)、ヘアメイク科(2年制) 【作成について】 各科授業科目の作成は次年度の学科教育内容の事業計画を立てた上で、教育課程編成委員会での意見を反映させる形でカリキュラムの構成、授業科目の設定を行っている。 シラバスに関しては、科目名、授業時間数、担当教員名、授業の方法(講義、演習、実習の別)、授業の内容(授業科目の概要)、授業の計画(回数やスケジュール)、到達目標、成績評価の方法・基準を全科目共通で記載し、学内統一様式にて作成している。 【時期について】 毎年、9月からカリキュラム構成検討を始めており、10月～11月にかけてカリキュラムプレゼンを行い授業科目の決定をしている。ここで決定した授業科目については学生配布用に学生便覧の中に掲載して翌年4月に共有し、いつでも閲覧できるようにしている。 実際の授業シラバスの作成は12月～2月にかけて各授業の担当講師が作成し学科長が確定をする。作成したシラバスは、各学期が始まる前にwebで公開し学生がダウンロード指示、閲覧できるようにしている。 また、2020年からは当該年度のシラバスをホームページ上に公開している。	
授業計画書の公表方法	https://www.belle.ac.jp/wp-content/themes/BSC-2018/img/info/syllabus_torikumi.pdf シラバス: https://www.belle.ac.jp/info/syllabus
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則にて成績評価の大枠について規程をしている。また、詳細事項は学則施行細則にて規程をしている。

<参考：学則>

(修了の認定、学習の評価)

第10条 学校長は定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価はA・B・C・D・E・Fで行い、D以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。その際の評価方法の詳細については別に定める。

2 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。

3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。

4 外部実習に関しては総合的に評価を行う。

5 GPA(グレート・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。<

参考：<学則施行細則>

(成績評価)

第3条 教育課程記載上の科目については、すべて評価を行う。

評価は成績表及び成績証明書へ記載する。

(科目評価)

第4条 各科目について定期試験、中間試験・授業にて実施する小テストの2要素でAからFの6段階評価にて行う。

2 A、B、C、Dを合格としE、Fを不合格とする。

A (90～100点)

B (80～89点)

C (70～79点)

D (60～69点)

E 評価資格喪失

F (0～59点)

3 科目の評価は、定期試験60%、小テスト・中間試験を40%とし、課題提出状況による評価も小テスト点数に包含する。

4 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という)をもちいる。GPA制度による評価については別に定める。

5 6段階評価の対象外科目に関しては、GPA制度の対象外とし評価は下記の通りとする。

S 合格 (認定)

U 不合格 (認定せず)

E 不合格 (出席不良)

T C 他校で履修した単位の認定

(現場実習評価)

第5条 現場実習評価は実習前教育、実習施設の評価、実習後教育の3要素で評価する。

2 評価はS・Uで行い不合格の者には本細則第10条に定める規定に基づき再試験を行う。

3 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たす者である。

(1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好であること。

(2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。

(3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。

(4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。

(5) 実習前教育において実習の目的意義を理解し、実習候補者として適性が認められた者。

4 前項の実習参加の判定は、教務部長または学科責任者が行う。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則にて成績評価の大枠について規程をしている。また、詳細事項は学則施行細則にて規程をしている。

<参考：学則>

(修了の認定、学習の評価)

第10条 学校長は定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価はA・B・C・D・E・Fで行い、D以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。その際の評価方法の詳細については別に定める。

2 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。

3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。

4 外部実習に関しては総合的に評価を行う。

5 GPA(グレート・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

参考：<学則施行細則>

(成績評価)

第3条 教育課程記載上の科目については、すべて評価を行う。

評価は成績表及び成績証明書へ記載する。

(科目評価)

第4条 各科目について定期試験、中間試験・授業にて実施する小テストの2要素でAからFの6段階評価にて行う。

2 A、B、C、Dを合格としE、Fを不合格とする。

A (90～100点)

B (80～89点)

C (70～79点)

D (60～69点)

E 評価資格喪失

F (0～59点)

3 科目の評価は、定期試験60%、小テスト・中間試験を40%とし、課題提出状況による評価も小テスト点数に包含する。

4 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average)に相当するもの。以下「GPA」という)をもちいる。GPA制度による評価については別に定める。

5 6段階評価の対象外科目に関しては、GPA制度の対象外とし評価は下記の通りとする。

S 合格 (認定)

U 不合格 (認定せず)

E 不合格 (出席不良)

TC 他校で履修した単位の認定

(現場実習評価)

第5条 現場実習評価は実習前教育、実習施設の評価、実習後教育の3要素で評価する。

2 評価はS・Uで行い不合格の者には本細則第10条に定める規定に基づき再試験を行う。

3 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たす者である。

(1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好であること。

(2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。

(3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。

(4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。

(5) 実習前教育において実習の目的意義を理解し、実習候補者として適性が認められた者。

- 4 前項の実習参加の判定は、教務部長または学科責任者が行う。
- 5 現場実習の出席時間数が必要時間数に満たない者は、E評価とし修了の認定を行わない。(導入教育評価)

第6条 導入教育の評価は、導入教育終了時に提出するレポートおよび報告課題によって評価する。

- 2 評価はS・Uで行い不合格の者には本細則第10条に定める規定に基づき再試験を行う。
- 3 導入教育の出席時間数が必要時間数に満たない者は、E評価とし修了の認定を行わない。

(国際教育評価)

第7条 国際教育評価は、研修後に実施する報告課題によって評価する。

- 2 評価はS・Uで行い不合格の者には本細則第10条に定める規定に基づき再試験を行う。
- 3 国際教育の出席時間数(研修前、研修中、研修後)が必要時間数に満たない者は、E評価とし修了の認定を行わない。

(評価資格)

第8条 本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納の者、または所定の入学手続きが完了していない者は、試験を受けることができない。

- 2 1科目について定期試験を含み出席率が70%に満たない者は、E評価とする。
- 3 美容師科は、1科目について定期試験を含み出席率が80%に満たない者は、E評価とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学則施行細則第4条4にてGPA制度を活用することを規定している。GPA制度自体は別途精度説明を設けている。

本校ではGPA制度導入の目的として、「GPAは学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的としています。」と説明している。

また、GPAの算出方法は以下の通りとしている。

GPAを算出する計算式は以下のとおりです。(GPAの算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとします。)

実点数範囲	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下 または不合格
成績評価	A	B	C	D	F
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

【GPAを算出する計算式】

(該当授業科目の単位数×各授業科目で得たGP)の合計

当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計

客観的な指標の 算出方法の公表方法	掲 載 : https://www.belle.ac.jp/wp-content/themes/BSC-2018/img/info/seisekihyouka_torikumi.pdf
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則及び学則施行細則にて卒業・修了について規程をしている。 <学則規程> (卒業・修了の認定) 第24条 教育課程の定めるところにより、美容師科は学年ごとに修了すべき教科目について、履修認定の要件として、該当教科科目の8割以上を出席していること、試験に合格している者に対して該当教科目の修了を認定する。 2 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査の上判定する。この場合、所定の教科課目及び所定の単位数または授業時間数を履修し、その成果が修了認定すべきものと認められる場合、卒業または進級認定をしなければならない。 (卒業) 第25条 本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。 <学則施行細則規程> (卒業・進級基準) 第15条 1セメスター(学期)ごとに全科目A～DまでおよびSの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。 2 学年ごとに必修単位数を取得し、卒業時まで全科目を履修し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。 3 不合格科目(E・F・U評価)を有する者は以下の通りとする。 (1) 不合格科目が1科目でもある者は年度末進級卒業判定会議を経て、留年となる場合がある。同時に、卒業年次生は就職活動を中止とすることがある。 4 1年生は該当年次の3月末日、卒業年次生は卒業式の前日までに学費が完納されていない場合は、原則として進級、卒業は認めない。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	掲載： https://www.belle.ac.jp/wp-content/themes/BSC-2018/img/info/sotsugyonintei_torikumi.pdf

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
収支計算書又は損益計算書	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
財産目録	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
事業報告書	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information
監事による監査報告（書）	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		美容専門課程	美容師科(2年制)		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	2010 単位時間／単位	420 単位時間 /単位	630 単位時間 /単位	960 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
400 人		322 人	2 人	7 人	38 人	45 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
149 人 (100%)	3 人 (2.0%)	139 人 (93.3%)	7 人 (4.7%)
（主な就職、業界等） 美容室、まつげエクステサロン			
（就職指導内容） 求人案内、履歴書作成支援、就職模擬面接、学外企業説明会への参加			

（主な学修成果（資格・検定等）） 美容師免許
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
368 人	39 人	10.6 %
（中途退学の主な理由） 目的意識の喪失・精神不調・集団不適応・進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） 中退防止：担任・学科長・スクールカウンセラーによるカウンセリング 中退者支援：グループ姉妹校への再入学、自校内学科への転科の実施		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	トータルビューティ科(2年制)		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	1710 単位時間／単位	0 単位時間 ／単位	1710 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
180 人		151 人	0 人	4 人	27 人		31 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
81 人 (100%)	0 人 (0%)	79 人 (97.5%)	2 人 (2.5%)
（主な就職、業界等） 化粧品会社、ネイルサロン、エステティック会社、アパレル会社			
（就職指導内容） 求人案内、履歴書作成支援、就職模擬面接、学内企業説明会の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） JESC メイクアップアーティスト検定、JNEC ネイリスト技能検定、美肌検定			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
179 人	19 人	10.6 %
(中途退学の主な理由) 目的意識の喪失、精神不調、進路変更、人間関係不全		
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退防止：担任・学科長・スクールカウンセラーによるカウンセリング 中退者支援：グループ姉妹校への再入学、自校内学科への転科の実施		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	ヘアメイク科(2年制)		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	1710 単位時間／単位	0 単位時間 ／単位	1710 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
300 人		318 人	0 人	6 人	22 人		28 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
152人 (100%)	0人 (0%)	131人 (86.2%)	21人 (13.8%)
（主な就職、業界等） ヘアメイク事務所・セットサロン・ブライダルヘアメイクサロン・美容サロン			
（就職指導内容） 求人案内、履歴書作成支援、就職模擬面接、学内企業説明会の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） JESCメイク検定・着付け初傳・美容師免許（選択による通信課程履修による）			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
324 人	21 人	6.5 %
(中途退学の主な理由) 目的喪失、進路変更、人間関係不全		
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退防止：担任・学科長・スクールカウンセラーによるカウンセリング 中退者支援：グループ姉妹校への再入学、自校内学科への転科の実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容師科 (2年制)	50,000 円	900,000 円	220,000 円	
トータルビューティ科 (2年制)	50,000 円	900,000 円	220,000 円	
ヘアメイク科 (2年制)	50,000 円	900,000 円	220,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校ホームページにて公開している https://www.belle.ac.jp/wpcontent/themes/BSC2018/img/info/jikohyouka_2021.pdf
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
学校関係者評価委員会規定にて規定している (参考：学校関係者評価委員会規定) 第10条 自己点検・評価結果について学校職員以外の関係者による評価を行うため、各校に学校関係者評価委員会を(以下「評価委員会」という)を置く。 2 評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営への理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とする。 (組織) 第11条 評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 理事及び評議員 (2) 学校長

(3) 副校長（または顧問）
(4) 事務局長（または次長）
(5) 教務部長
(6) 学科長
(7) 業界関係者
(8) 高等学校関係者
(9) 近隣関係者
(10) 卒業生代表
(11) 保護者代表
2 評価委員会は、理事会のもとに位置づける。
（任期）
第12条 前条第7号から10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 第11号の委員は、在校生の卒業年次に係る年度まではその任にあたる。
（委員長等）
第13条 評価委員会は委員長を置き、第11条第（2）号に定める委員をもって充てる。
2 評価委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
3 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
（学校関係者評価の実施及び結果の報告）
第14条 評価委員会は、学校関係者評価を毎年度実施し、その結果を理事会に報告するものとする。
（学校関係者評価の公開）
第15条 委員長は、学校関係者評価の結果を、学校法人滋慶学園情報公開規程に基づき学内外に開示するものとする。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
卒業生代表	2023. 4. 1～2025. 3. 31	卒業生
業界関係者	2023. 4. 1～2025. 3. 31	企業
業界関係者	2023. 4. 1～2025. 3. 31	企業
業界関係者	2023. 4. 1～2025. 3. 31	企業
町内会 会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	地域
高等学校関係者	2023. 4. 1～2025. 3. 31	高校
保護者代表	2023. 4. 1～2025. 3. 31	保護者

学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
前年度評価について、学校ホームページにて公開している
https://www.belle.ac.jp/wp-content/themes/BSC-2018/img/info/hyoukaiin_hyoukakekka_2022.pdf

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

<https://www.belle.ac.jp>

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113311300390
学校名（〇〇大学 等）	バルエポック美容専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 東京滋慶学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		125人	113人	127人
内 訳	第Ⅰ区分	78人	71人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				－
合計（年間）				127人
(備考)				

- ※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	—	0人
計	人	— 人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—	人
3月以上の停学		0人
年間計	—	人
(備考)		

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	14人	37人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	14人	37人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。